

# 平成13年第5回教育委員会記録

平成13年3月27日(火)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

**日時** 平成13年3月27日(火)午前9時03分～午前10時33分  
**場所** 教育委員会室

**出席委員** 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫  
職務代理者  
委員 大藏 之助

**欠席委員** (なし)

**出席説明員** 教育長 與川 幸男 事務局次長 松本 義勝  
庶務課長 佐藤 博継 事務局参事 辻 武  
学務課長 和田 義広 施設課長 秋葉 正行  
指導室長 工藤 豊太 事務局副参事 田中 哲  
社会教育 荒井 健一 中央図書館長 古川 正司  
センター課長  
社会教育 伊藤 俊雄 中央図書館 杉田 治  
センター所長 次長  
**事務局職員** 庶務課係長 木下 淳 法規主査 能任 敏幸  
担当書記 後藤 行雄

**傍聴者数** 0 名

### 会議に付した事件

(議案)

議案第17号 地方自治法第180条の2の規定による区長からの協議について

議案第18号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第19号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

議案第20号 杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第21号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則

議案第22号 杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改

## 正する規則

議案第 2 3 号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第 2 4 号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則

議案第 2 5 号 杉並区教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則

議案第 2 6 号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則

議案第 2 7 号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

議案第 2 8 号 体育施設等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

議案第 2 9 号 杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程

議案第 3 0 号 杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部を改正する規程

議案第 3 1 号 杉並区杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則取扱い規程等の一部を改正する規程

議案第 3 2 号 杉並区立学校職員主出勤簿規程の一部を改正する規程

議案第 3 3 号 杉並区立済美教育研究所運営審議会要綱等の一部を改正する要綱

議案第 3 4 号 杉並区教育委員会職員服務監察規程

## (報告)

- 1 第 1 回区議会定例会の質疑について
- 2 杉並の教育を考える懇談会の報告について
- 3 平成 1 3 年度の杉並区学校給食の標準について
- 4 杉並区立学校教職員研修所の臨時休業について
- 5 平成 1 2 年度卒業式、国旗・国歌の実施状況について
- 6 平成 1 3 年度区立学校長、教頭の人事異動について
- 7 教育委員会後援等名義使用承認について
- 8 青少年委員の委嘱について

**委員長** 皆さん、おはようございます。平成13年第5回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員に、宮坂職務代理者を指名いたします。

今日は、議案の数が相当数ございますので、その辺要領よくご説明をお願いして、審議をスムーズに進めさせていただきたいと思います。

第1、議案第17号、「地方自治法第180条の2の規定による区長からの協議について」、庶務課長、ご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第17号、「地方自治法第180条の2の規定による区長からの協議について」をご説明いたします。議案の朗読は省略させていただきます。

この議案につきましては、区長の職務である奨学資金の貸付、償還事務を教育委員会で補助執行するというもので、これまで区長部局の福祉課資金貸付係で事務処理をしていたものについて、教育委員会で事務を行ったほうが効率的であるということから、補助執行という形で行うことにしたものです。

この中に、「別紙写しのとおり、補助執行について協議があったので提案する」ということで、提案になっておりますが、杉並区長山田宏から教育委員会の委員長宛てに、協議ということ出されているものです。私からは以上です。

**教育長** これは区長部局でやろうと教育委員会でやろうと、特に支障はないのですか。どちらでやろうと、問題点と言いますか。

**事務局次長** これは実は福祉的なことで区長部局で行っていたのですが、実際には就学の関係と非常に密接に関係があるので、学務課で行ったほうが、受けるほうはいろいろと便宜が図れるということもあって、移すということです。

**教育長** いずれの組織で行っても、何ら規定上問題はないということによろしいですか。

**庶務課長** ……ではすでに行っています。

**教育長** いまの次長のお話ですと、要するに、就学相談の諸々のことも含めて、いろいろお話ができるという趣旨のこめて、教育委員会のほうが妥当であろうということですか。

**庶務課長** これは、いま次長から申し上げたとおり、就学に関することと、就学奨励のほうで併せて、児童・生徒のほうは就学援助という形で、同じような仕組みの事業をしていますので、そういった両面から含めてということですか。

**教育長** 分かりました。

**委員長** ほかにありますか。

( 結構です )

**委員長** それでは、第1の議案については、お認めいただいたことにいたします。ありがと

うございました。

引き続きまして、杉並区幼稚園教育職員のさまざまな規則の改正ということで、第2、第3、第4、第5議案まで続いています。この辺一括してご説明をお願いして審議させていただきたいと思います。

**庶務課長** 議案第18号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第19号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、議案第20号「杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第21号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則」まで、それぞれご説明いたします。

議案第18号については、規則そのものが6つの規則の集合規則になっています。休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正、給与に関する条例施行規則の一部改正、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正、幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部改正、幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正、幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部改正ということで、6つの規則の集合規則ということになって、再任用制度の導入に伴って、それぞれ条例等の改正が行われたために、規定を整備するものです。

中身については、例えば再任用の職員のうち短時間勤務の職員の給料月額に端数が生じてきた場合の処理の仕方、取扱いの規定とか、再任用職員のうち、やはり同じく短時間勤務職員の勤務時間について、新たに規定をしたこと、同じく義務教育教員の特別手当額などについて新たに規定をしたといったものです。基本的に、この改正理由については、先ほど申し上げましたように、再任用制度の導入に伴って、杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の改正が行われたために、それぞれ、それらの条例等に基づいて、規定の改正をするものです。

第19号については、改正の理由が、大学院修学休業制度の導入に伴って、規定を整備するというので、主な中身としては、休職期間が終了し、復職した際の給料月額の調整をする時の換算表の中に大学院修学休業を新たに追加したものです。

第20号は、特殊勤務手当に関する規則の改正で、支給額について一部改定があったために、規定を整備するものです。主な中身としては、非常災害時の緊急業務に係る特勤手当のうち、幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事した時、あるいは幼児に対する緊急の補導業務に従事した時で、それぞれ、これまでは日額1,500円でしたが、3,000円に増額するものです。

第21号については、2つの集合規則からできています。1つが幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正、もう1つが勤勉手当に関する規則の一部改正です。この改正の理由は、再任用制度、大学院修学休業制度の導入に伴って、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例等の改正が行われたために規定を整備するものです。主な中身としては、期末勤勉手当の支給対象外職員に大学院修学休業中の職員を追加したことが1つです。もう1つが、短時間勤務職員の期末勤勉手当の除算期間について新たに規定をしました。基本的には、そういったところの改正です。以上です。

**委員長** ありがとうございました。ご質問等をお願いします。

**教育長** 条例の改正に伴う規定の整備と理解しておりますので、特段意見はありません。

**委員長** それぞれの議案についてはよろしいのですが、参考までに、ちょっと聞きたいのは、幼稚園は区の主体性でこういうふうにどんどんできるのですが、自治体によっては、幼稚園とか小学校とか中学校だとか、相互乗入れで、これから職員を入れ替えてどうこうとかいう話も出ています。いろいろな活性化とか。そうすると、みんな規則はそれぞれ違って、それを、また、やはりこういう感じで改正とかいろいろな部分が出てくるわけでしょう。

**庶務課長** 現行ですと、区立の小中学校の教職員については、任用関係が東京都ですので、杉並区では、そういったことは現時点では起きません。区立の幼稚園の教員の部分については、区の条例で、杉並区の教育委員会が任用することになっていきますので、小中学校の教職員とは別立てになりますので、そういったことにはならないかと思いますが、そういったところとは別に、幼稚園と小学校は、いわゆる幼小連携という別の側面での課題はあるかと思っています。

**教育長** 幼稚園教職員だけが区の職員になったもので、こういう規定が必要なのですから、いまの法律制度の下では、都道府県の下に小中学校の教諭はおかれていますので、規定の整備はすべてそちらのほうで、それが区の云々ということになれば、また別なのですが、現時点では、この規定は幼稚園のみということですよ。

**委員長** ですから、相互乗入れになると、いろいろな限界があるということですね。

**教育長** そうです。

**委員長** 条例的な。

**教育長** 根本的な法制度そのものを、まずいじらないと、区が任命権者になるということは、現時点ではでない制度になっています。

**委員長** ですから、資格の問題ですね。あと顧問とかアドバイザー的なもので、それに関わ

らない範囲での相互乗入れとかいうのは十分できるでしょうね。

**教育長** そうですね、それはできます。

**委員長** そうてずか。分かりました。よろしいですか。

( 結構です )

**委員長** ありがとうございます。それでは、第5議案まで終わりました。

第6議案、「杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」について、ご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案の第22号ですが、「杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」は、1つ目が、いま申し上げました「社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部改正」、2つ目は「杉並区立図書館協議会規則の一部改正」、3つ目が「郷土博物館運営協議会規則の一部改正」、4つ目に「社会教育センター審議会規則の一部改正」、5つ目に「文化財保護条例施行規則の一部改正」で、5つの集合規則になっています。

この5つの会議とも条例で設置されている会議で、今般、情報公開制度の見直しによって、関連条例の一部改正がありましたので、それに伴って規定を整備するものです。

中身としては、いままでは規則で会議の公開を規定していたわけですが、それぞれ条例で会議の公開になりましたので、それぞれの規則の部分を削除する、という中身です。以上です。

**委員長** ご質問等お願いいたします。

**教育長** 要するに、情報公開に伴っての会議の公開をより上位の条例で規定をしようではないかという、情報公開に関する区の積極姿勢を条例化という形で表現した、と理解していいですか。

**庶務課長** そのとおりです。

**教育長** 分かりました。

**委員長** 会議のメモなど、従来からいろいろとられていて、それは見ることができるとか、公開になっているわけですね。議事録みたいなものです。

**庶務課長** 会議については、原則的に公開ということと、その議事録についても作成することになっていまして、当然、それらについても情報公開の対象になっています。

**委員長** ほかにありますか。よろしいですか。

( 結構です )

**委員長** ありがとうございます。第7議案に進めさせていただきます。議案第23号につ

いて、ご説明をお願いします。

**庶務課長** 議案第 23 号、「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」については、4 月 1 日から学校評議員設置要綱が施行されるということで、その根拠となる規則の改正で、学校管理運営規則に学校評議員を置く規定を新たに設けたという内容です。私からは以上です。

**教育長** 国の学校教育法施行規則では、学校評議員制度は置くことができる規定ですね。

**庶務課長** はい、そうです。

**教育長** 杉並区の場合には、積極的に置こうという趣旨で、この規則を定める、と理解しているのですか。

**庶務課長** 置くことができる規定の法律の話ですので、区の中で実際に管理規則を直しておきませんと、直接法律から引用するというわけにはいきませんので、区として、どういった形で、この学校評議員制度を行っていくかという基本的な考え方を、この管理規則の中で定めることになっています。

**大蔵委員** 前に、学校を訪問した時に、すでに評議員を決めましたということでしたが、施行するのは 4 月 1 日からということなのですね。

**庶務課長** そのとおりです。これまでは試行的に行っていたということで行ってきました。

**教育長** そうです。たしかいくつかの学校で試みとしてすでに、いま大蔵委員がおっしゃったように、行われている学校があります。

**庶務課長** 桃三小でやっておりました。

**指導室長** 全部で 27 校でやっております。

**教育長** すでに 27 校でやっているのですか。

**指導室長** はい、試行段階で。

**教育長** その根拠規定を今回整備するということですね。

**指導室長** はい、そうです。

**教育長** 分かりました。

**委員長** より運営しやすくということですね。よろしいですか。

( 結構です )

**委員長** 分かりました。次に、第 8 議案、議案第 24 号について、ご説明をお願いします。

**庶務課長** 議案第 24 号、「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。この規則については、再任用制度の導入と、区立幼稚園に勤務する講師の時間額の適用区分を変更するために規定の整備を図るものです。

これまで短時間勤務職員については、一般職扱いですので、この非常勤講師の規則から除いたというのが1つです。もう1つが、区立幼稚園に勤務する講師の単価について見直しをして、他の職種との均衡上、適用区分を変更したものです。

**委員長** ご質問等がありますか。

**教育長** 特段ありません。

**委員長** よろしいですか。

( 結構です )

**委員長** ありがとうございました。では、第9議案、議案第25号について、ご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第25号、「杉並区教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。今般、教育委員会事務局の組織改正に伴って規定を整備することですが、中身としては、これまで庶務課だったものが、庶務課と新たに学校運営課を設置することが1点です。庶務課に新たに計画係を置いて、教育施策の企画、立案等を行っていく、特命事項の参事、副参事の削除ということで、今般の組織改正に伴って、必要な庶務規則を整備するものです。

**委員長** ご質問はありますか。

**大蔵委員** ありません。

**教育長** 庶務課の中の計画調整主査は、この教育機関のISO 14001 認証取得準備に関することで、これのみということに理解してよろしいですか。

**庶務課長** 当面それということに、暫定的なポストと考えて設置しております。

**教育長** 「暫定」と言いますと、例えば期間的には。

**庶務課長** 準備期間が済むまでということですが、とりあえず学校を含めた教育機関がISOを認証取得するために、どういう課題があるのか、問題があるのかといったものを整理すると同時に、それらの解決策、それらを踏まえての認証取得というところで、少なくとも1年間の中で、そういった検討をしていく組織ということに、それ以降については、仮に認証取得ということになってくるとすれば、いろいろと予算措置も伴ってきますので、次年度の課題のところに入れていくのかなと思っています。認証取得が実際になされるとすれば、その業務をどこで行うかということについて、また別途検討していく必要があるのかなと思っています。

**教育長** 日本では、学校にISO 14001 を取得するというのは、前例が板橋区などごく一部しかないということだと思いますので、困難な作業だろうと思いますが、ちょっと期待を

こめたい組織だなという印象を受けました。

これは教育機関だけでは駄目で、環境清掃部との連携もということになりますか。

**庶務課長** はい、もう環境のほうが出発しておりますので、そちらのほうからのいろいろな情報、知恵などもお借りしながら進めていくようになるかと思います。

**教育長** こういう組織は、私も初めてなものですから、これからの取組みに期待したいなと思っています。

**委員長** 主査の方お1人ということになるのですか。

**庶務課長** はい、担当主査1人です。

**教育長** 実務的には協力し合って行うのでしょうか。何しろ、いま人件費が厳しいものですから、人が付かないのです。

**委員長** 環境清掃部が先に走って。

**教育長** そうですね。

**委員長** それと、総合的には、どうしても必要なのですが、やるとしても、2年ぐらい遅れるという感じですね。

**教育長** はい。

**委員長** やはり、1年はどうしても準備期間はいりますから。

何かありますか。よろしいですか。

( 結構です )

**委員長** それでは、お認めいただいたといたします。

次に、第10議案、議案第26号について、ご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第26号、「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。これについては、先ほどの事務局の組織改正に伴って、これまで幼稚園が所管する財産のその保管責任者ということで、庶務課長が行っていたわけですが、学校運営課を新たに設置することに伴って、庶務課長から学校運営課長に変更するという内容のものです。

**委員長** これは事務的なことですね。

**教育長** そうですね。

**委員長** 第11議案、議案第27号についてご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第27号、「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。これについては、済美教育研究所に所属しておりました教育図書担当について、非常勤であった者から嘱託に切り替えるという内容です。それが1点です。

もう1つが、8,000平米以上の学校に置く建築物環境衛生管理技術者の報酬額を、予算の議決に基づいて増額するもので、これまで年額35万900円であったものを、35万1,600円にする、といった内容です。

**委員長** 質問等、お願いいたします。

**教育長** これも特にはありません。

( 結構です )

**委員長** それでは、議案27号はお認めいただいたことにいたしまして、第12議案、議案28号についてご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第28号、「体育施設等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」についてご説明いたします。この規則については、5つの集合規則からなっています。1つ目が、いま申し上げました「体育施設等に関する条例施行規則の一部改正」、2つ目に「上井草体育館駐車場の管理運営に関する規則の一部改正」、3つ目に「杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部改正」、4つ目に「都立和田堀公園野球場管理等に関する規則の一部改正」、5つ目に「和田堀調節池庭球場の管理等に関する規則の一部改正」です。

これについては、杉並区スポーツ振興財団が管理している体育施設について、利用料金として、当該団体で収入をするといったものに伴いましての関連規則の整備と、それぞれ様式について見直したものです。

**庶務課長** ご質問等をお願いいたします。

**教育長** 前の制度と今度の制度の違いですが、基本的にはそれほど変わっていないと思いますが、いままで区が歳入していたものを、スポーツ振興財団という組織の歳入にすることでの変更に伴う改正というふうに、いま聞こえたのですが、それでよろしいのですか。

**社会教育スポーツ課長** 基本的にはそうですが、ただ、全部ではなくて、運動公園等は区のほうで従来どおりとってしまして、財団のほうにはいってない部分がありますので、使用料は使用料なのですが、ここで「利用料」と「使用料」と、名称的には2つになるということです。財団にいくのは、利用料金制度に伴って、「利用料」で、また区が直接管理している部分については、従来どおり「使用料」です。

**教育長** 従来どおり、区が収入しているものと、そうでないものとの基準というのですか、区分の基準は、どういう線引きなのですか。

**社会教育スポーツ課長** 基準というものは、従来から財団のほうに委託している部分をすべて

「利用料」にして、従来から区が直接管理しているものは、従来どおり「使用料」で、それは従来どおり区が直接収入するということで、その部分は変わらないということです。

**教育長** 名称を「使用料」と「利用料」というふうに使い分けるわけですか。同じ形態ですね。

**社会教育スポーツ課長** そのとおりです。これは地方自治法の改正によって、利用料金制度をとれるという法改正が平成3年にありまして、それに伴って、本来的な意味での「利用料金制度」というのは、すべての「使用料」と言いますか、「利用料」によって施設の維持・管理ができるような施設に適用すべきである、というのが法の趣旨ですが、いま現在、杉並区の体育施設については、「使用料」によって維持・管理経費が賄えるのは25%程度しかありません。今回、一部その「利用料金制度」をとって、維持・管理経費の一部に当てると。今回想定されるのが、体育施設の「光熱水費」が、金額的にほぼ同額に近いということで、それに当てるとということで、今回のような制度を取り入れたということです。これは、「スマート杉並計画」に基づいた一環です。

**教育長** ただ、民間企業のフィットネスクラブみたいに、もう建物から維持・管理から減価償却から、すべてお客様の「利用料」で賄っている、ということにはならないのですね。

**社会教育スポーツ課長** 法の趣旨はそういう趣旨なのですが、そうはいきません。そうするためには、いまの「使用料」の5倍ないし6倍にしなかったら賄えないということです。今回、一部、「使用料」については条例改正して、体育館の冷暖房付きの所と、そうでない所は若干差をつけて、不均衡の是正をしたということは、今回の条例改正で、7月1日からその部分については施行する予定です。

**教育長** そうすると、簾物の維持・管理に関する減価償却等、メンテナンス経費等はすべて、従来どおり区が負担する、という考え方ですか。

**社会教育スポーツ課長** はい、足りない部分は、従来どおり、委託金なりでそれを賄うということで、それは変わりません。ただ、区が直接その「使用料」を取って、光熱水費は、いままでは区が直接支払っていたのが、「使用料」と言いますか、「利用料」に名前を変えて財団が取る代わりに、区がいままで支払っていた光熱水費は、全部財団で支払うのだよと。そこで、財団で、例えば光熱水費を節約して、光熱水費が安くなれば、その分は財団の努力によって、若干余裕ということで、いままでのように、区のほうに返還しなくても、それは財団独自で使えるということで、インセンティブの付与をした、ということになるかと思えます。

**教育長** あとは、もともとは「スマート計画」に基づくわけでしょうが、その「スマート計

画」の背景にあるのは、区民負担を4倍だ5倍だというところにはね返すのはいかなものかという配慮もあって、光熱水費相当分程度の負担で押さえようという政策的配慮はあるわけですか。

**社会教育スポーツ課長** そのとおりです。

**事務局次長** 「使用料」の徴収は移しますが、決定権は区の条例ですから、これを勝手に決めるわけにはいかないということです。

**教育長** 勝手に値上げするわけにはいかないのですね。

**社会教育スポーツ課長** ただ、「利用料金制度」というのは、条例で上限を定めておいて、その間で財団なり、そういう委託の所で、その範囲の中で自由に定めるというのが、本来的な意味での自治法の趣旨だと思うのですが、なかなかそれは難しいのです。

**教育長** 趣旨的には、これ杉管絡みで「インセンティブ」という言葉も出ましたが、そういう経営努力によって金を浮かしたり、時には利用者に負担をかけることもあるのかもしれませんが、本当は民間企業並みの独立した経営と言いますか、そういう体系にもっていくというのは流れなのですか。

**社会教育スポーツ課長** いや、ただ、ほかの自治体でこういう制度を取り入れているのはあまりないのです。具体的にあるのは、品川区で1つの施設で行っておりますが、それは、もう、それで賄えるぐらいの施設であればできるのですが、全体を通して行うというのは、なかなか公営の各自治体が行っているスポーツ施設については難しいのではないかと思います。

**委員長** 難しい問題ですね。

**教育長** ある意味では、過渡期にあるのかなという感じは、聞いていてします。

**委員長** それではよろしいですか。

( 結構です )

**委員長** 第13議案、議案第29号と、関連して第14議案、議案第30号を一括して、ご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第29号「杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程」、議案第30号「杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部を改正する規程」についてご説明いたします。

これらについては、再任用制度の導入に伴って、規定を整備するということで、それぞれ再任用制度の中で給料額が1級、2級、3級という形であるわけですが、それらが現在の旅費の表のどこに当てはめるかということで、規程を変えるもので、基本的には再任用

制度の旅費等の部分について、新たに追加した内容です。

**委員長** ご質問等、お願いいたします。

**教育長** 再任用に伴う規定の整備ということで、特段私はありません。

( 結構です )

**委員長** それでは、お認めいただいたことにいたしまして、次に移らせていただきます。

第 15 議案、議案第 31 号について、ご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第 31 号、「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則取扱い規程等の一部を改正する規程」は、2つの集合規程になっています。1つが「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則取扱い規程の一部改正」、もう1つが「幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正」の2つからなっております。考え方としては、新たな組織の設置で、学校運営課ができましたので、それぞれ庶務課長であったものを学校運営課長に変えるという内容です。

**委員長** ご質問等をお願いいたします。

**教育長** 名称が変わっただけですね。

**庶務課長** はい。

**教育長** 特段発言はありません。

**委員長** それでは、お認めいただいたことといたします。

第 16 議案、議案第 32 号のご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第 32 号、「杉並区立学校職員出勤簿規程の一部を改正する規程」については、大学院修学休業制度の導入に伴って、出勤簿表示に追加が必要となったために、新たに設けたものです。

**委員長** ご質問等をお願いいたします。

**教育長** いまさら、質問と言いうよりも、これはあくまで教育公務員特例法ですね。例えば、皆様方一般職公務員が大学院に行くという場合は、この規程はないのですね。

**庶務課長** はい。あくまでも幼稚園の教育職員と学校の教職員です。

**委員長** 大学院の整備と言いますか、これをよく知っておかないと。

**庶務課長** 拡大していったほうがいいです。

**委員長** 受験資格とか、いろいろ。社会人枠という場合と普通のでやる場合とあるし、2種類出てくるわけですね。ポリズムに考えれば、社会人枠というのを作って、やはり幼稚園の先生も社会人としてやると、そうするとかなり定員数が広がってくるわけです。

**教育長** 当然、丸田委員長なり大藏委員の大学でも、こういう受入れというのはあるわけで

すね。

**大蔵委員** それは行っています。公務員も結構多いです。

**委員長** はい、分かりました。では、第 17 議案、議案第 33 号についてご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第 33 号、「杉並区立済美教育研究所運営審議会要綱等の一部を改正する要綱」は 2 つからなっています。1 つが、いま申しあげました「済美教育研究所の運営審議会要綱等の一部改正」、もう 1 つが「済美教育研究所教育図書館図書資料選択委員会要綱の一部改正」で、2 つの集合になっています。それぞれ会議の公開について、規定を新たに設けた内容です。

**委員長** ご質問はありますか。

( 結構です )

**委員長** ありませんようでしたら、お認めいただいたことにして、次に進めさせていただきます。

第 18 議案、議案第 34 号について、ご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第 34 号、「杉並区教育委員会職員服務監察規程」は、新たな新規制定のものです。これまで、区長部局のほうで職員の服務監察規程を設けておりましたが、それらの対象の中で、いわゆる幼稚園の教育職員、小中養護学校の教職員、非常勤等、そういった人たちまで対象で読み込むというのは非常に難しいということから、新たに教育委員会としての服務監察規程を設けるものです。

この目的ですが、第 1 条にありますように、「職員の服務監察に関する調査及びその処理に当たっての基本的事項を定めることにより、監察事務の公正な実施を図り、職員の非行及び事故の発生を予防し、あわせて良好な職域環境を保全することを目的とする」というものです。

この服務監察については、服務監察ということで、「予防監察」、「事故監察」の 2 本立てになっています。「予防監察」については、職員の服務状況、服務に関連する事務事業の内容を監察することです。もう 1 点の「事故監察」は、服務に関する法令等の諸規定に違反し、または違反する疑いがあると認められる職員及びその関係者並びに……

( テープ B 面へ )

……これらに関連する諸資料等を監察することということで、予防監察と、事故監察という 2 つの視点から服務監察を行うということになっています。

服務監察の対象ですが、先ほど言ったように、幼稚園の教育職員、小中、養護学校の教

育職員、派遣指導主事、非常勤職員ということで、服務監察の対象者ということで考えています。

服務監察の実施機関ということですが、教育委員会の命により、主任監察員の調整の下に、監察員が実施するということになっています。

主任監察員ですが、教育委員会の事務局次長の職にある者が主任監察員、監察員ということでは、庶務課長、学校運営課長、指導室長の職にある者を充てるとということで、次長の主任監察員を基にして、それぞれ3職の監察員ができるということです。

その後、監察員の責務等々いろいろと書いてありますが、基本的に、良好な職域環境の保全等のために、職員の服務監察について規程を制定してやっていく、という考え方の下に新たに新規制定ということで、服務監察規程を整備するというものです。

1つだけ説明の中で省略してしまいましたが、服務監察事項ということで第4条のところに掲げていますが、服務に関して発生した職員の非行及び事故、又はその疑いがある行為に関する事。2つ目に、職員の信用失墜行為、又はその疑いがある行為に関する事。それから、職員の服務状況に関する事。職員の服務に関する事務事業に関する事。職員の損害責任の調査に関する事。その他、教育委員会が特に必要と認める事項ということで、主に5点で服務監察事項を行っていくというものです。

**委員長** ご質問などありましたらどうぞ。

**教育長** 区長部局ではこの規程と同じような規程はありましたか。

**庶務課長** あります。今回は59条の廃止に伴って、これまでは東京都の服務監察規程というものでずっと使っていたわけですが、新たに区の服務監察規程でも読み込めないことはないのですが、より明確に規程をしたほうがいいという判断の中で、教育委員会独自に服務監察規程を持つ、ということでの制定です。

**教育長** 分かりました。

**委員長** よろしいですか。

(結構です)

**委員長** ただいまを持って議案のほうは全て終わりました。全て承認したということで、どうもありがとうございました。

引き続き報告事項に入ります。これも数多くあります。よろしく願います。第1として、「第1回区議会定例会の質疑について」。庶務課長から願います。

**庶務課長** 第1回区議会定例会の質疑ということで、お手元に資料がありますので見ていただければと思います。第1回の本会議ということで、代表質問が6人の方から、一般質問

が5人の方から出されました。特徴点というところでは、1つは現状の、例えば「生きる力」や、「ゆとりの教育」というものと、学力低下、そういった問題についての認識、どう考えているかといったところや、これから報告がありますが、これからの課題の中での「教育改革アクションプラン」の策定、そういったものの考え方。IT講習についての土・日、夜間の実施、目の不自由な人への対応、車椅子等の障害者にどう対応するのか、そういった視点でのIT講習会でのご質問がありました。

2枚目の上から3番目ですが、区立の小中学校に二学期制度を導入する考えはないか、というようなところで、これも自治体で行っているところがありますので、そういったところからの関連の中で、二学期制度についての考え方、そういったものが質問として出されています。

3枚目のところでは、「教員の能力向上」についてということで、区として具体的にどのような手立てを行っていくのか、というような中身でした。それから、教科書選定に当たっての諸々の質問が出されています。あと特徴的なところとしては、4月1日から実施する学校評議員制度についての考え方、そういったものが出されています。

これは6頁目の下のほうですが、学校職員の勤務時間の変更問題について、ということのご質問、職員の勤務の問題ということ。7頁では、子どもたちの活動ということになりますが、部活動における問題点、あるいはそれへの対応というものについての考え方、そういったところなどが主な質疑ということで本会議の中で出されているものです。質問要旨と答弁要旨についてそれぞれまとめてありますので、後ほどお読みいただけたらと思います。

**委員長** ありがとうございました。何かご質問はありますか。予算のほうは、原案どおり滞りなく済んだということですね。

**庶務課長** はい。

**教育長** これは定例会の本会議ですね。

**庶務課長** 本会議だけです。

**委員長** そうですね。この後、予算特別委員会での細かいやり取りについては、ここには示さなかったのですが、教育関係は委員長、または職務代理が出席していますので、それで代えていただくということで。大体、この本会議でのやり取りの延長線上のことが、各論として予算特別委員会の中でも出た、とご理解いただければいいと理解しています。

いずれにしても、いろいろとやり取りはありましたが、最終日の3月22日の本会議で、全ての議案について可決をされました。

**委員長** よろしいですか。ご苦労様でした。

次に、「杉並の教育を考える懇談会の報告について」をお願いします。

**事務局副参事** 特命担当副参事から報告します。お手元に資料を3枚ほど綴っていますが、頭紙に沿って説明させていただきます。表題にあるとおり、「杉並の教育を考える懇談会」、これは昨年の12年4月に設置しました。教育長の下に、1年間、杉並の教育のあるべき姿、方向性を議論していただきたいということで設置したものです。この間、主なテーマとして、「子どもたちが生きる喜びいっぱいになるには」ということで、学校教育、家庭教育、社会教育、地域の教育力等について、全部で13回ほど議論されてきました。

この度、3月22日の最終回に、11人の委員の方が1年間議論されてきた内容を提言書としてまとめて、教育長に提出されましたので、その概要について説明いたします。1番として報告書とその概要ですが、別紙のほうに付けています。後ほど簡単に説明いたします。

2番目として、この提言書を受けた今後の対応ですが、1番目に、これをどのように今後の教育計画に反映するかという意味ですが、この提言の趣旨を踏まえて、教育を実践的に改革していく「教育改革アクションプラン」を、平成13年度の前半を目処に作成していくというのが、今後の方針です。2番目に、議会への報告ということで、直近の文教委員会へ報告したいと思っています。

区民の皆様への周知ということでは、いまのところ「広報すぎなみ」の4月11日号、これは紙面の関係で概要になると思いますが、周知をさせていただきます。区のホームページには全文を載せる予定でいます。ここに記載していませんが、区政資料室にも資料を置くようにしております。

2頁に概要を付けておりますので、ごく簡単に説明させていただきます。まず、「提言にあたって」という部分がありますが、これは何度か説明していますとおり、現在、本来教育の求められる姿と言うのでしょうか、それが問い直されている時期に、これまで1年間議論を重ねてきたということが記されております。

本編は第1、第2、第3の3章構成になっていまして、第1は表題として、「21世紀こそ、子どもの世紀に」ということになっています。第1章では、言ってみればこの提言の根底に流れる基本精神として、21世紀こそ杉並から子どもの世紀にして、我が国、さらには世界中に生きる喜びいっぱいになることを目指すべきだ、というような姿勢が書かれています。そのためには、ここに書いてあるとおり、3点ほど懇談会としての基本的な理念が示されています。

1つが、「関係」、「共生」、「共創」といったものを中心として、21世紀は人間の時代、心の時代として考えていく教育が必要だということです。

2つ目は、子どもの権利のことに触れています。新しい子ども観の時代がくるといふことです。

3点目は、育児、保育、教育、これら全てには「育てる」という字が書いてあるということで、子どもを育てるといふ営みとして、包括的に考え直す必要があるといふことが、第1で触れられています。

第2は表題として、「魅力あふれる杉並の教育」となっていますが、ここでは21世紀を展望した杉並の教育の理念として、杉並の教育のあるべき姿、方向性を6つに整理して提言されました。

その第1が、「人として育てる」杉並の教育。第2が、「夢をいっぱい育む」といふこと。3点目が、「学ぶ喜びいっぱい」のいふことです。4点目が、「参画で育てる」杉並の教育といふことです。5点目が、「家庭と共に育てる」杉並の教育。6点目は、「みんなで育てる」杉並の教育といふことで、6点ほどに整理されています。

内容は後ほどお読みいただきたいと思いますが、1つだけ第1番目をご紹介しますと、「人として育てる」杉並の教育といふことで、ここでは個を確立するための「自立心」といふものと、社会の一員として必要な「公共心」といふものを、バランスよくしっかり伸ばして、遅く生きる力を育むことが必要だ、といふようなことで、以下、2、3、4、5、6と、内容的には理念について、ここに記載されているような基本理念が書かれています。

第3は、これを受けての実現への取り組み姿勢と持つべき視点といふことで、魅力ある杉並の教育の実現に向けた取り組み姿勢と持つべき視点が、5つの柱で、計20項目で提言されています。

第1が、「魅力ある学校づくりのために」といふことで、ここでは主に学校のことが書いてあります。「学校は子どもたちにとって、『学ぶ喜び』、『遊ぶ喜び』、『生きる喜び』がいっぱいになる、魅力ある場でなければならない」といふことで、ここでは取り組み姿勢、持つべき視点として、5つほどあります。

1つが、「特色ある教育課程の編成を進める」といふことで、ここでは基礎・基本の学力などを中心に、各学校が創意工夫に満ちた教育課程の編成が大切だ、といふことが書かれています。ポイントをご説明しますと、ここで強調されたのが、全ての学習の礎となる日本語の学力向上に重点を置くべきだ、といふようなところが挙げられると思います。

以下2番目では、「学級運営の弾力化」ということで、例えば、わかる授業に向けた複数担任制とか、小学校高学年の教科担当制など、いくつかの視点が書かれています。3番目は、「『いじめ』を許さない指導体制をつくる」ということ。4番目は、「子どもたちの意見・参画を重視する」ということで、学校づくりに子どもたちが参画する機会を拡充する必要性が謳われています。

5番目は、学校の施設の面、ハードの面が書いてあります。「人間化」という言葉が使われていますが、本文では注釈があります。「人間化」というのは、あくまで子どもたちがその施設でワクワク、ドキドキするような、そういった施設を目指すべきだというような意味で、造語ですが使わせてもらっています。

大きな柱の2番目が、「開かれた学校づくりのために」ということで、ここは主に中間まとめで盛り込まれた内容が4つほど書いてありますので、表題だけご紹介いたします。1つ目が、「学校評議員制度の導入を図る」ということ。2番目が、「地域の人材活用を進める」ということ。ここでは教育内容の多様化以外に、休日のクラブ活動、部活動の指導のためにも、地域の人材活用が必要だ、ということが盛り込まれました。3番目が「通学区域の弾力化を図る」。4番目が、「不登校への対応を充実する」ということ。この4項目は中間のまとめで入っていたものです。

5番目が新たに入ったもので、「教育行政の活性化」ということで、教育委員会の機関、組織のことについて触れられたことと、教育情報の公開の拡大ということが謳われました。

大きな3番目は、「家庭の教育力を高めるために」ということで、この懇談会でも、教育の原点は家庭にあるという認識を、全ての区民が持つことが大切ということで、3点ほどありました。

(1)が、「乳幼児期からの心の教育・しつけの充実を図る」ということです。2点目が、子育て支援ネットワークを強化すべきだということ。3点目が、育児への男女共同参画を推進するというので、ここに記載されているような内容が提言に盛り込まれました。

大きな4番目としては、地域の教育力を高めるためにということ、この懇談会でも、子どもを教育する場としての地域という存在、地域という場が非常に大切だということが、前段に謳われています。ここでは4つほど書かれています。

1つは、子どもと大人の共同体験の場をつくるということです。2つ目に、世代共学の間づくりというのが入っていますが、これは高齢者と子どもと一緒に遊び、あるいは学び、触れ合う中で、世代を越えた触れ合いが生じると。その中で高齢者の持つ智恵が、自然と子どもたちに伝わっていくということで、もう1つは、子どもたちが老いを考えて、共に

支え合う社会のあり方を学ぶ機会となるということで、世代共学ということが謳われています。

3点目として、学校と地域の仕事の連携、分担というような意味で、分担を図ること。4番目は、子どもの学習環境を支えるシステムを地域でもつくっていくべきだということが謳われています。

大きな柱の5番目として、充実した社会教育のためにということで、社会教育の絡みを3点ほど触れています。1つが、ネットワークづくりを進めるということ。2つ目は、社会教育プログラムの精選ということで、ここでは特に、情報リテラシー教育というのが括弧で書いてありますが、インターネット等を使いこなす教育、あるいは国際交流、世代間交流などに力を入れるべきだということがあります。

3番目は、学社融合の取り組みを進めるということで、これからの学校完全週5日制とか、高齢社会の到来、社会的な引きこもりの問題など様々な面で、今後、学校教育、社会教育の融合をますます求めますということで結ばれています。

最終的に、「提言の実現に向けて」ということが最終章にあります。この中では、懇談会の委員の中から、ここでまとめたような内容を各学校に理解していただいて、より一層、区民の期待に応えていただきたいということと、もう1つは、家庭や地域の役割が一層重要性を増しているのもので、それぞれの教育力については、帰るところ、教育に対する区民ひとり一人の熱意だということで、区民向けのアピール等も入って提言書がまとめられています。

以上、簡単ですが、提言書の本文を付けていますので、全体的にですます調で読みもの調に書かれていますので、後ほど読んでいただきたいと思います。私からは以上です。

**委員長** ありがとうございます。

**教育長** 24頁には懇談会の委員の名簿も付けられています。

**事務局副参事** 委員名簿については、ここは合計で12名になっていますが、1名は途中で交代した委員の方がおりますので、委員の定数としては11名ということでとらえていただきたいと思います。

**委員長** 何かご質問はあるでしょうか。

**教育長** 私は、いまの時代の節目をよくとらえて、そして非常に子どもに対する優しさに満ち、家庭、地域への発信も含めて、かなりの提言をいただいていると思っていますので、是非ともこれをどのように学校教職員に徹底するか。地域や家庭にいかに発信をしていくか。

ここにも書いてありますが、石原慎太郎ではないのですが、東京の心の教育革命の中にもありましたが、家庭の教育力の低下というのが、ここにもご指摘がありますが、極めて重要なキーを握っているような気がしますので、家庭がどう受け止めるかというのは学校教育の現場ではないから、おのずから教育行政の限界はありますが、たくさんの方に虐待の問題も含めて、子どもの置かれている位置ということについて理解を深めるような発信を、いろいろな形で進めないと、せっかくこれだけ素晴らしい提言でも、これが日々呼吸をしないといけないと思っています。生きものにしないといけないと思っていますので、紙の上の活字ではなく、生きものにするために、いろいろな工夫の発信を全組織挙げて、学校の教職員も含めて努力をしていきたいと思っています。努力することが、この先生方の努力に報いることなのかという気がしながら読ませていただきました。

感想になってしまいますが、家庭教育学級みたいなことも随分、もちろんいまもやっていますが、地方自治体、他の市町村の教育長ともお話をしたこともあるのですが、所詮教育委員会が家庭教育学級の仕掛けをし、各学校で家庭教育学級が開かれていても、何かそこに集まって来る人たちは特段問題がない方が集まって来るような気がしないでもなくて、もっと本当に参画してもらいたい方が、参画しているのかという感じもしますので、本当に、私どものメッセージが届く工夫をしていかないといけないのかなと思います。形式主義だけでは駄目なのではないかと思います。そういう意味では、地域の中でそういう熱意がふつふつと湧き上がるような仕掛けづくりも、社会教育の現場などでは特にやっていく必要があるかと思います。

子どもの問題、学校の問題を、学校の中に閉じこめないで、ここにも書いてありますが、社会教育の受け皿の中で、つまり社会の受け皿の中で一緒に取り組んでいかないと、なかなか問題解決も難しいと思います。若いお母さん方は、どうしていいかわからない暗中摸索みたいなのところに置かれている方も多いようで、子育てそのものもわからない、わからないから子どもを蹴飛ばすというようなことに繋がったりして、自分が虐待しているという意識さえはっきりしないという、そういうお母さんお父さんまで出てきている始末ですので、そういう意味で、隅々まで優しさが届くような仕掛けを、是非それぞれの部門で努力をしていきたいと思っています。特に社会教育で、これからこの視点をしっかり受け止めていただきたいと思っています。

そういう意味では、4月1日から組織改正ということで変わるということでもありますので、かなり相互のコミュニケーションと言うか、動きが横断的にできる組織になったはずですので、是非とも連携プレーで、僕は社会教育の仕事だから学校教育は関係ないよと、

あるいは僕は学校教育の仕事だから社会教育は関係ない、ということではなくて、両方に関わっているという意識で進めていただきたいと思います。

**委員長** 懇談会の視点というのは、いま教育長からいろいろお話がありましたが、どちらかと言うと学校教育をベースにして、家庭教育との繋がりと。

**事務局副参事** そうですね。

**委員長** その視点のほうが強いですね。社会教育というのは案外、もう少し広がってくるからとらえにくいのでしょうか。

**事務局副参事** はい。懇談会では、委員の方にテーマを主体的に決めていただきました。その中で、教育というと非常に広くて、こちらとしては、社会教育を含めた全てを議論していただきましたのですが、もちろん社会教育にも触れていただきましたが、あくまでここに書いてあるとおり、子どもたちを1つの視点として、1年間、学校を中心ですが、その後、地域、家庭、あるいは社会の教育力ということで議論していただいたと思います。

**教育長** 社会教育は社会教育委員の制度がありますので、そちらでもいままで何回かご提言もちょうだいしていると思います。そういう意味では、その組織はいま現在きているわけでしょうから、そこでもこれを社会教育委員の先生方にも受け止めていただいて、その中で議論を起こしていただくということも、1つの連携になるのかという気もしていますので、これからの社会教育委員の活動も期待しているところです。

**委員長** 社会というのは、地域社会という意味もあるのですが、それはやっぱりもっと大事だと思うのです。家庭教育と同じくらいに。我々の小さいときのことを思えば、地域と一緒に育ってきたと言うか、それこそこの子だとすぐにわかるくらいに、混ざり合っている人から教えてもらったりとか、いろいろなことがあったわけですが、学校教育と同じくらいに。それと、こういう都会の地域性というのを考えていけば、大学があったりとか、専門学校があったりとか、いろいろなことを学ぶ場というのがものすごくあります。情報源というのが。そういうところとどのように連携を取ったりとか、せっかくのレポートだから、今後もう少し広がっていくように考えていって、生涯学習とか、そういったことに結び付けていくと言うか、そういう態度が大事ではないかと思うのです。

ですから、どういうふうにこれを活かしていくのかというのが、「教育改革アクションプラン」に関わってしまうと言えればあれなのですが、どのくらいまで範囲を広げてこれを理解していただくのか、またそれを努力するのか、区報に出すのと同時にいろいろな説明会をやるとか、いろいろな機会が出てくるのかなと思います。これをフォローアップしていく、マネージメントしていくということのほうがもっと大事と言うか、理解してもら

と言うか。せっかくのレポートですからね。

**教育長** 理屈先行型の、頭でっかち型の教育ではなくて、やはり心が通う、人情が通うような、そういう暖かいものが通い合うような、いまたまた委員長がおっしゃっていましたが、地域の中でおいちゃんおばちゃんが声を掛け合うような、どこの誰さん、角の煙草屋さんの娘さんの誰々ちゃんとか、そういう『男はつらいよ』の柴又の寅さんの世界ではないのですが、そういう暖かいものが通い合うような形に、これが結び付いていくといいと思います。

地域教育でございます。家庭教育でございますと、くっ付けなくても、例えば寅さんの生き方そのものは、僕はある意味では教育者ではないかと思うのです。そういう部分もあるわけなので、そういう意味で先ほど言った、社会教育の部分というのはすごく大事だと思うのは、地域と結び付けていくことも必要ではないかと思えます。

**委員長** せっかく教育長に答申がされたわけなのだから、これから我々の責任になってきますから、いろいろな機会を持って、これをどうやって咀嚼して、それを施策に結び付けるのか、実社会に結び付けるのかということ、また議論しなくてはいけないですね。

**教育長** いちばん最初の4月に開かれたときに、こういうものを議論しても教育委員会は大抵やらせて受け取るだけなのだろう、ということをおある委員の方に言われたのです。そんなことはありません。皆様のご議論は必ず受け止めますということで、私も最終日にこれを受け取ったときに、その委員の話を持ち出して、必ず実行いたします、それで「教育改革アクションプラン」に結び付けていきますということをお話ししています。

もちろん教育というのは、まさに百年の計ということも言われます。今日、明日というわけにはいかないものですが、少なくとも姿勢としては、杉並のこれからの教育のスタートラインにこれを据えて、言うならばバイブルぐらいの気持で臨んでいきたい、ということをお提言を受けたときに、皆さんには申し上げました。

**委員長** 今日のところはこの件についてはよろしゅうございますか。では、今後ともこの点についてはよろしく願います。

報告事項の3番目、「平成13年度杉並区学校給食の標準について」ですが、学務課長から願います。

**学務課長** 「平成13年度の杉並区の学校給食の標準について」をご報告いたします。資料はA4のものが1枚出ておりますので、ご覧いただければと思います。

まず、最初の標準食単価ですが、学校給食法の定めによって、保護者に光熱水費、食料負担ということで、杉並区の場合、食料負担ということでお願いしています。毎年度

の価格動向に合わせて改定しているものです。今年度ですが、低学年は1回分ということですが、214円です。前年度より0.9%増です。それから多様化給食ですが、これについては1.3倍の価格で、278円です。右側が平成12年度の通常の給食の価格ということですが。

中学年が230円で、0.9%の増です。多様化給食は299円です。高学年が246円で0.8%の増です。多様化給食が320円です。中学校は285円で0.4%増です。多様化給食が371円ということですが。

この増の理由ですが、パン等の価格の増、牛乳の補助金の変更による増、それからおかず類で、実績単価が少し上がっているということに基づくものです。

2番目の標準給食回数ですが、学校行事等を勘案して毎年定めているもので、今年度は記載のとおり、小学校が193回、中学校が181回ということですが。前年度と対比していただければと思います。

3番目で、1番の標準食単価を定める際の基準にもなりますが、学校給食の栄養について、国のほう、あるいは都のほうで通じていまして、エネルギーをどのくらい摂るのだとか、カルシウムをどのくらい摂るか、という基準がきています。それをどういう食品で摂るかというものを定めて、標準食単価を設定しているというものです。私からは以上です。

**委員長** ご質問はございますでしょうか。

**教育長** 小学校が2円、中学校が1円アップということになりますか。

**学務課長** 結果的にはそういうことになります。

**教育長** 物価云々と言うよりも、カルシウムを摂って骨太にしなければいけないとか、そういうニュアンスもあるから、そういう計算の結果なのですね。

**学務課長** 今回、主食の米の消費を若干減らしたというのはありましたが、後は大体同じような、ジャガイモをどのくらい摂るかとか、そういった食品構成になっています。

ちなみに、これは平成12年度ですが、23区で比較すると下から5番目くらいの単価ということになります。

**教育長** 上位のほうはかなりこれより高いですか。

**学務課長** 平成12年度で言いますと、いちばん高いところで、中学年で250円くらいのところがあります。

**教育長** 20円くらい高いのですね。分かりました。

**委員長** 他にございますか。よろしゅうございますか。

では次にさせていただきます。4番目の「杉並区立学校教職員研修所の臨時休業につ

いて」です。指導室長にお願いします。

**指導室長** それではご報告いたします。杉並区立学校教職員研修所、通称秋川研修所ですが、臨時休業について。平成 12 年 7 月から平成 13 年 3 月までの休業の要旨が書いてあります。休業の理由は、建物内の清掃及び設備点検です。月に大体 1 回ずつやっているということです。周知方法は、「広報すぎなみ」に掲載して、区民の皆様方に周知していたということです。以上です。

**委員長** よろしいですか。引き続き 5 番目です。「平成 12 年度卒業式、国旗・国歌の実施状況について」です。指導室長にお願いします。

**指導室長** 卒業式においては、各教育委員長はじめ、委員、各所管の課長、部長等もご協力いただきましてつつがなく終了したことを感謝申し上げます。

国旗・国家等の実施ですが、お手元にある実施状況で、無事卒業式が終了したということをご報告申し上げます。以上です。

**教育長** 結構でございます。

**委員長** 6 番目に、「平成 13 年度区立学校長、教頭の人事異動について」です。

**指導室長** ご報告の前に大変申し訳ございません。この異動資料ですが、4 月 1 日が内示のプレス発表ということですので、内部資料ということで取扱い注意をお願いしたいと思っています。土壇場で内示が変わるという可能性もあるものですから、一応そういうことで、今年度、小学校、中学校、校長、教頭、だいぶ異動があります。読み上げはしませんので、後ほど目を通していただければと思います。

4 月 2 日に正式に辞令伝達式を行って、そこから新しい校長等を含めて、学校経営が平成 13 年度に行われるということです。以上です。

**委員長** 見込みでしょうか、例年より異動される方は多いのですか。

**指導室長** 小学校は今回は若干少ないと思います。中学校は去年よりは増です。

**委員長** ありがとうございます。では、7 番目の「教育委員会後援等名義使用承認について」です。

**社会教育スポーツ課長** これは 2 月分です。2 月分については 62 件ありました。その内、定例が 59 件、新規が 3 件でした。新規については、1 枚目の 9、13、15 が新規で、内容について簡単に説明しますと、9 番については、古典文学研究会のほうから、古典文学公開講座、「源氏物語の女性たちは如何に生きたか」ということで、高井戸地域区民センターで、4 月 13 日に講座を行う予定です。

13、スキップママの会の家庭教育講演会ですが、区民及び地域一般を対象に、家庭教

育を学び、地域交流を深め、仲間作りの和を広げるという目的で、4月29日に杉並区立高円寺会館で行うものです。講演のテーマは、「理想の母 VS 理想の子」ということです。

15は、「アニメーションフェスティバル 2001 in 杉並」実行委員会からの、「アニメーションフェスティバル in 杉並」の講演でして、これはいま区で力を入れているアニメ産業の関連で、4月28、29日の2日間にわたって、セシオン杉並、杉並公会堂において催し物を開きます。内容はアニメの映画上映、シンポジウム、アニメの出来るまでの展示、実演、体験ということで予定をしているところです。これについては以上です。

続いてよろしいでしょうか。

**委員長** どうぞ。

**社会教育スポーツ課長** 続いて8番の「青少年委員の委嘱について」ということですが、...

.....

(テープ2本目へ)

.....「女性のくらしと仕事」ということの催し物を、3月18日(日)から5月6日まで行っています。今回の収蔵資料展は、いままでいろいろ区民の方から数多くの資料の寄贈を受けています。それらを基にして、今回は「女性のくらしと仕事」ということで、主に大正末から戦前まで使用されたいろいろな道具類、結婚、出産、台所仕事に関係のある道具とかそういうような資料を展示していきたいと考えています。あと関連行事として講演会を3月31日に予定しています。是非先生方もご覧いただきたいと思います。以上です。

**委員長** ありがとうございました。3件について、ご質問等ございますか。

今日用意された審議事項、報告事項はこれで終わりにになりましたが、他にあるでしょうか。ありがとうございました。

では第5回定例会をこれで終わりにさせていただきます。